

地方独立行政法人

# 大阪市立工業研究所

## 中期計画

(平成 20 年度～平成 24 年度)

～ 目 次 ～

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき事項	1
1 大阪産業の持続的発展のための研究開発の推進	1
(1) 産業界の技術開発動向や企業ニーズの的確な把握	1
(2) 独創的で先進的な研究開発の推進	2
(3) プロジェクト研究の推進	3
(4) 大学・研究機関、企業等との連携強化及び企業間連携の促進	4
2 独自開発の研究成果の活用による技術支援サービスの強化	4
(1) 技術相談サービスの充実	4
(2) 依頼試験分析等の利便性の向上	4
(3) 受託研究の高度化	5
(4) 企業における技術者養成の充実	5
3 研究成果等の普及推進及び知的財産の活用	6
(1) 研究成果等の広報	6
(2) 特許の出願並びに開発技術の積極的な活用	6
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	6
1 経営企画や業務調整の機能強化	6
2 柔軟な研究体制及び多様な雇用形態の導入	7
3 組織及び職員の能力向上に向けた取り組み	7
(1) 適正な評価制度の確立及び研究員の意欲の喚起	7
(2) 外部機関への研修派遣等による人材育成	7
4 管理業務の効率化と情報化の推進	7
(1) 民間への業務委託等による管理業務の効率化	7
(2) 情報システムの導入による事務処理の迅速化	7
第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画、資金計画	7
第4 短期借入金の限度額	7
1 短期借入金の限度額	8
2 想定される理由	8
第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	8

第6 剰余金の使途	8
第7 その他設立団体の規則と定める業務運営に関する事項	8
1 施設及び設備の活用と整備	8
2 安全衛生管理対策	8
3 環境に配慮した取り組みの推進	8
4 情報公開の推進及び個人情報の保護	8
5 法令等の順守	8
(別紙) 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画、資金計画	9

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 25 条の規定に基づき、大阪市長から指示を受けた平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 5 年間における地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「市工研」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を以下のとおり定める。

## 第 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

### 1 大阪産業の持続的発展のための研究開発の推進

市工研は、大阪の産業の持続的発展に寄与するために、付加価値の高いものづくりを目指す企業の技術開発の支援を行う。

そのため、産業界の技術動向を的確に把握し、企業ニーズに対応した研究開発を推進するための体制を整備するとともに、大学・研究機関、企業等との連携を一層強化することにより、先進的な研究開発を推進する。

#### (1) 産業界の技術開発動向や企業ニーズの的確な把握

企業に対する効果的な研究開発支援を行うため、技術相談、学協会活動等による情報収集の強化や、企業とのネットワークづくり等の情報収集の体制整備を行い、産業界の技術動向、企業の技術的課題、開発テーマの方向等についての的確な把握を図る。

#### ア 情報収集の強化

##### (ア) 技術相談を通じた研究開発ニーズの把握

企業、業界団体等への出張技術相談等を実施し、市工研の技術支援メニューの紹介等を行うとともに、産業界の技術動向や企業の技術課題に関する情報収集を行う。

##### (イ) 業界団体等が主催する研究会等における情報収集

業界団体等が主催する研究会等に研究員を参加させ、研究発表による情報発信を行うとともに、産業界の技術動向や企業の技術課題に関する情報収集を行う。

##### (ウ) 学協会活動を通じた情報収集

学協会活動に研究員を参加させ、研究発表、聴講、学協会の運営及び事業企画等への参画等を通じて、潜在的な産業界のニーズや最新の研究動向等に関する情報収集を行う。

イ 企業とのネットワークづくりと積極的な情報収集を行う体制の整備  
(ア) 自主企画研究会の設置

幅広い企業ニーズを把握するためのオープンな交流の場となる研究会をはじめ、市工研の技術シーズや研究内容等を基に、具体的な製品開発をめざすテーマ性を持った研究会等を中期目標期間中に 2 以上立ち上げ、企業ニーズに的確に対応した研究開発の推進につなげる。

(イ) 企画・研究支援室の設置

企業ニーズの把握だけでなく、研究開発推進のための様々な情報収集・コーディネートを行うために企画・研究支援室を設置する。

企画・研究支援室では、研究開発推進のための産学官連携に関わる情報、科学技術に係る国の施策に関する情報、その他産業技術関連団体に関わる情報や、外部資金情報などの情報を収集し、プロジェクト研究の立ち上げや研究成果・特許の活用などをサポートする。

(2) 独創的で先進的な研究開発の推進

市工研の人材や研究開発力などのポテンシャルを最大限に活用して、国際的な視野に立った独創的で先進的な研究開発を組織的かつ計画的に進める。

未来技術の開発を担う先導的な研究開発を推進するとともに、企業のニーズ等に的確に応える応用研究への展開を図る。

なお、目標として、中期目標期間において、論文発表、学会発表などの研究発表を 1 研究員換算で年間平均 3 件以上行うとともに、外部研究資金を延べ 20 件以上獲得する。

ア 研究分野

市工研が先導的な研究開発を推進する分野として、地域産業界に貢献し得る以下の 5 分野の研究開発を実施する。

(ア) 有機材料分野

(イ) 生物・生活材料分野

(ウ) 電子材料分野

(エ) 加工技術分野

(オ) 環境技術分野

## イ 研究テーマ

5 研究分野に関して、産業界の技術動向と企業ニーズに基づき課題解決のための技術開発が現在求められているテーマ又は将来技術として期待されている先進的なテーマについて、研究開発を組織的、計画的に進める。

### (ア)有機材料分野

- A 機能性高分子材料、有機機能性材料の開発
- B 環境保全、循環型社会に対応した化成品ならびにその中間体の製造プロセスの開発
- C 環境に配慮した機能性界面活性剤の開発

### (イ)生物・生活材料分野

- A 生体触媒を用いた機能性食品素材や化粧品素材の開発
- B 生物資源の有用利用技術の開発
- C バイオ素材に由来した高機能性界面活性剤および分子認識素子の開発
- D 環境に配慮した繊維加工技術の開発

### (ウ)電子材料分野

- A エネルギー変換材料の開発とエネルギー・エレクトロニクス関連技術の開発
- B 部品内蔵電子回路基板用エレクトロニクス実装技術の確立
- C 電子デバイスならびに高機能膜のための新規機能材料の開発

### (エ)加工技術分野

- A 複合化技術による新素材開発プロセスの確立
- B 相構造制御・組織構造制御技術による新素材開発プロセスの確立
- C 省資源・省エネルギー・低環境負荷のユニバーサルプロセスの確立

### (オ)環境技術分野

- A 高度環境浄化・リサイクル技術の開発
- B 高機能環境材料・炭素材料の開発
- C 高精度環境計測・制御・評価技術の開発

## (3) プロジェクト研究の推進

新産業の創出を促す技術革新につながる重点研究分野の課題に取り組むため、柔軟な研究組織編成を行い、研究分野の区分を超えた融合研究を実施する時限的なプロジェクト研究班を設置し、企画・研究支援室のサポートにより、効率的・効果的な研究開発を推進する。

以下の4分野を重点研究分野として、中期目標期間において4件以上

のプロジェクト研究課題に取り組み、将来市場の製品を指向した研究開発を積極的に推進する。

- ア ナノテクノロジー関連
- イ 環境・エネルギー関連
- ウ 高機能性材料関連
- エ バイオテクノロジー関連

#### (4) 大学・研究機関、企業等との連携強化及び企業間連携の促進

研究開発をより効果的に行うために、市工研独自の研究成果を基盤として、大学や他の研究機関等の研究資源を活用し、産学官連携による研究開発を推進する。

また、大阪産業創造館との連携により、新事業の創出、新規事業分野への展開等につながる企業支援、企業間連携を促進する。

- ア 大学の共同研究員制度を活用した共同研究の実施
- イ 国立共同研究機構の施設を活用した共同研究の実施
- ウ 大阪産業創造館における研究成果の普及、活用に向けたセミナー等の開催
- エ 大阪産業創造館との事業連携による研究成果の事業化支援
- オ 受託研究企業と異分野企業との連携促進

## 2 独自開発の研究成果等の活用による技術支援サービスの強化

市工研独自の研究成果や技術ノウハウを活用して、中小企業等に対する技術支援サービスの強化を図り、技術的な諸課題に対する総合的な支援を充実する。

### (1) 技術相談サービスの充実

中小企業等の技術課題の解決に向けた第一歩として行う技術相談サービスの充実を図る。

- ア 無料技術相談の拡大
- イ インターネットを活用した技術相談の実施
- ウ 研究計画、製造プロセス改良計画等の作成支援など、企業の個別ニーズに対応した高度な相談を行うコンサルティング業務の実施

### (2) 依頼試験分析等の利便性の向上

中小企業などの技術課題の解決を図るために行う依頼試験分析の実施及び設備・施設の利用提供について利用者の利便性の向上を図り、中期目標期間中において、研究員1人あたりの試験分析手数料収入額を毎年度平均で前年度比1%増加させる。

- ア Eメール、ファックス、郵便等による事前予約及び手数料等の銀行振込の実施による依頼手続の簡素化及び手数料等の納入方法の多様化
- イ 試験分析機器の利用提供範囲の拡大と利便性の向上
- ウ 試験分析機器の利用促進に向けて、利用希望者が使用法の習得セミナーを受講することにより、利用手続きを簡便化するライセンス制度の創設

### (3) 受託研究の高度化

企業等からの依頼による受託研究について、市工研独自の研究成果及び技術ノウハウを活用するとともに、産学官連携型の受託研究、職員派遣や受託研究成果を基にした製品化の支援を行うフォローアップなどの高度化を図る。

受託研究の成果については、特許出願を行うとともに、実用化・製品化に向けて引き続き技術支援を行う。

中期目標期間中において、研究員1人あたりの受託研究手数料収入額並びに特許の共同出願件数を、毎年度平均で前年度比1%増加させる。

#### ア 産学官連携型受託研究の実施

大学や他の研究機関との共同研究を行った成果をもとに、企業の参画を促し、市工研の技術ノウハウを活用する産学官連携型受託研究の実施による、企業での効果的・効率的な実用化研究を推進する。

#### イ フォローアップ業務の実施

受託研究の成果を基に、企業における実用化・製品化を実現するため、研究委託企業の生産現場への研究員の派遣や、製品開発チームへの参画等のフォローアップを実施する。

### (4) 企業における技術者養成の充実

個別の技術課題についての研修を実施し、国内外の技術者養成に資する。さらに、企業または業界団体等が実施する技術者養成事業に職員を派遣し、高度な研究開発を担える人材の育成を行う。

#### ア 市工研を主な研修場所とするレディメイド型の技術者養成事業の実施

#### イ 研究員の派遣によるオーダーメイド型の技術者養成支援の実施

(ア) 企業の社内技術者養成プログラムの企画支援

(イ) 研究員の講師派遣

(ウ) 業界団体・技術研究団体等との包括的な技術協力協定に基づく中長期的な技術者養成

#### ウ 国際貢献につながる国等の機関が行う研修事業の受託、海外研究者の受入れ等の実施



### 3 研究成果等の普及推進及び知的財産の活用

市工研の研究成果や知見について、効果的な普及広報活動を行うとともに、研究成果の特許出願とその積極的な活用に努める。

#### (1) 研究成果等の広報

研究成果や研究の過程で得られた知見について、企業への技術移転や普及を図り、その活用を図る。

なお、中期目標期間において、1 研究員あたり年間平均 3 件以上の研究論文等の発表、学協会等での発表等を行う。

ア 国内外の学協会への参加及び研究成果発表の推進

イ 国内外の学会誌などへの研究論文・総解説等の投稿及び専門技術書籍の執筆活動

ウ 自主企画研究会における最新の研究状況の企業への情報提供

エ 研究成果の発表会・セミナー等の開催

オ 大阪府立産業技術総合研究所と連携したセミナーの開催

カ 特許共同出願企業と連携した保有特許フェアの大阪産業創造館での開催

キ ホームページの活用や刊行物の発行

#### (2) 特許の出願並びに開発技術の積極的な活用

企業に対して、市工研の研究成果を迅速に技術移転するために、研究成果の特許出願を推進するとともに、実用化・製品化の支援を強化する。また、研究成果の活用等について取り組みを進める。

なお、特許の共同出願件数については、毎年度平均で前年度比 1%増を目標とする。

ア 受託研究による研究成果の積極的な特許出願及び実施

イ 特許出願した研究成果を迅速に実用化・製品化するためにフォローアップ業務の実施

ウ 共同出願企業と連携した特許フェアの開催

エ 企業との共有特許等をもとに、新たな企業参加による研究開発を行う中小企業連携促進事業の推進

## 第 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 経営企画や業務調整の機能強化

法人内外の環境変化に対応した迅速かつ的確な経営判断を行うために、理事長の諮問機関として外部委員を交えた経営戦略会議を設置する。また、法人の業務運営を調整する内部組織として運営協議会を設置する。

## 2 柔軟な研究体制及び多様な雇用形態の導入

緊急性、重要性の高い研究課題を迅速に推進できるよう、柔軟な組織編成を行うとともに、研究員の流動的な配置を図る。

- ア 任期付研究員等の雇用制度の導入
- イ プロジェクト研究班の設置

## 3 組織及び職員の能力向上に向けた取り組み

研究員の意欲を喚起し、研究所の能力向上を図るために、業務の実績と責務を適正に評価する制度を確立する。

### (1) 適正な評価制度の確立及び研究員の意欲の喚起

業務の成果を客観的かつ総合的に評価できる制度を確立し、評価結果を処遇等に反映させることにより、研究員の意欲と能力の向上を図る。評価項目としては、研究開発に関わる業務や企業支援に関わる業務、組織運営に関する業務等とする。

### (2) 外部機関への研修派遣等による人材育成

研究員の能力向上を図るために、国内外を問わず先端的な研究を行っている大学や研究機関・企業への研修派遣などを行うなど、スキルアップの制度を整備する。

- ア 社会人博士課程への入学
- イ 若手研究員の海外留学

## 4 管理業務の効率化と情報化の推進

### (1) 民間への業務委託等による管理業務の効率化

業務運営の効率化や経費削減に向けて、業務の民間への業務委託や人材派遣の活用等、効率化について検討する。

### (2) 情報システムの導入による事務処理の迅速化

財務会計や人事給与に関する事務等、各種の情報処理について、情報処理システムの有効活用により、迅速化を図る。

## 第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画、資金計画 別紙

## 第4 短期借入金の限度額

## 1 短期借入金の限度額

4億円

## 2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入することが想定される。

## 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

## 第6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、研究開発及びその研究成果の普及、活用並びに企業支援の質の向上と組織運営の改善に充てる。

## 第7 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

### 1 施設及び設備の活用及び整備

施設及び設備を適正に管理し、有効な活用を図る。また、高度化、多様化する利用者のニーズに的確に応えるとともに、老朽化対策を含めた中長期的観点に立った施設及び設備の整備に努める。

### 2 安全衛生管理対策

安全衛生管理関連法令に基づいた管理体制を確立し、危険物の適正管理等により事故等の発生を未然に防止するとともに、職員の健康を確保するように努める。

### 3 環境に配慮した取り組みの推進

業務運営に際しては、環境に与える影響について配慮し、省エネルギー、リサイクルなどの推進に努めるほか、廃棄物の適正処理に努める。

### 4 情報公開の推進及び個人情報の保護

地方独立行政法人法に基づいて法人の業務の内容を公表するなど、組織及び運営の状況を市民に明らかにするように努めるとともに、個人情報については適正に取り扱う。

### 5 法令等の順守

法令や社会規範、法人規程を順守し、誠実に業務を遂行する。

(別紙)

予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画、資金計画

1 予算

平成 20 年度～平成 24 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	7,310
運営費交付金	5,583
自己収入	1,727
事業収入	1,139
外部資金研究費等	545
その他収入	43
支出	7,310
業務費	6,628
試験研究経費	684
外部資金研究経費等	545
役職員人件費	5,147
施設改修費	252
一般管理費	682

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額、5,147 百万円支出する。

(退職手当を含む。なお、退職手当については、各事業年度の退職者の状況に応じて措置することになる。)

※金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

## 2 収支計画

### 平成 20 年度～平成 24 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	7,158
經常費用	7,158
業務費	5,846
試験研究経費	484
外部資金試験研究経費	215
役職員人件費	5,147
一般管理費	682
減価償却費	630
収入の部	7,218
經常収益	7,218
運営費交付金収益	5,331
事業収益	1,139
外部資金研究費等収益	215
その他収益	43
資産見返運営費交付金等戻入	47
資産見返物品受贈額戻入	218
資産見返補助金等戻入	225
純利益	60
総利益	60

※純利益及び総利益については、試験研究機器等の購入に伴う減価償却に伴い発生する益の額である。

※金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

### 3 資金計画

#### 平成 20 年度～平成 24 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	7,300
業務活動による支出	6,499
投資活動による支出	781
次期中期目標期間への繰越金	20
資金収入	7,300
業務活動による収入	7,220
運営費交付金による収入	5,583
事業収入	1,129
外部資金研究費等による収入	465
その他の収入	43
財務活動による収入	80
前期中期目標期間よりの繰越金	0

※次期中期目標期間への繰越金については、最終年度（平成 24 年度）における期末未払金の額である。

※金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。